

職員の懲戒処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 事件の概要

当該職員は、自己の借金返済に充てる目的で、令和6年3月25日から27日にかけて、窓口で自身が受付事務を行いその際受領した交付金の返還金（以下、「返還金」という）及び金庫で保管していた返還金合計98,932円を自宅へ持ち帰りました。

同年4月3日、金庫に保管されている返還金が不足していることを他の職員が気づき、上司が当該職員に確認したところ、自宅へ返還金を持ち帰った旨の申告があったため、判明しました。

上司は当該職員が借金を重ねていることを把握していたため、現金を取り扱う業務は行わないよう以前より命じていましたが、返還金を窓口を持ってきた方はいない旨の虚偽報告を複数回行っていました。

また、貸金業者から借入をする際、職場の電話番号及び同僚職員2名の個人情報（氏名、LINEアカウント）を本人に無断で提供しており、貸金業者から脅迫的な内容も含む返済督促の電話が職場の複数回線に一斉にかかるなどの事態を招き、公務の運営に支障を生じさせました。

なお、返還金は全額返還されています。

2 被処分者及び処分内容

地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により、次のとおり、処分を行いました。

所属	職名	年齢	処分内容
瀬谷区	事務職員	20代	懲戒免職 (退職手当等全額不支給)

※本処分については、令和7年2月14日付横浜市報に登載予定です。

(参考：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号)

職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

3 管理監督者処分

次の3名を管理監督者処分としました。

- 課長級1名 市長文書訓戒（相当）
- 課長級1名 課長補佐級1名 市長文書訓戒

お問合せ先	
総務局人事課	Tel 045-671-4005